

昭和48年1月

**昭和48年度の税制改正
に関する答申**

**今後の土地税制のあり方
についての答申**

税 制 調 査 会

本 書 の 内 容

- まえがき
- 昭和48年度の税制改正に関する答申
- 今後の土地税制のあり方についての答申

ま　え　が　き

- 1 税制調査会は、昭和46年10月7日付で新しい委員の任命を行なつて再発足し、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応する税制のあり方」につき諮問をうけ審議を続けてきた。その後、昭和46年10月には、その審議の一環として「当面の税制改正に関する答申」を、さらに同年12月には「昭和47年度の税制改正に関する答申」を行なつた。
- 2 昭和47年度に入つてから、税制調査会は、新たに二つの部会(第一部会、第二部会)及び二つの特別部会(社会保険診療報酬課税特別部会、小規模企業課税特別部会)を設けて、引き続き長期的な税制各般の問題について検討を続けてきたが、昭和47年12月には、臨時小委員会を設けて昭和48年度の税制改正の問題について検討を行なつた。
- 3 昭和48年度の税制改正の問題については、上記臨時小委員会の4回にわたる審議と第16回総会の検討を経て、昭和47年12月30日の第17回総会において「昭和48年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。
- 4 また、土地税制の問題については、上記第二部会、第18回総会において設置された臨時小委員会及び総会の12回にわたる審議を経て、昭和48年1月18日の第19回総会において「今後の土地税制のあり方についての答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。

本書は、これらの答申を印刷に付したものである。

昭和 48 年度の税制改正に関する答申

昭和 47 年 12 月 30 日

内閣総理大臣 田 中 角 榮 殿

税制調査会会长 東 畑 精 一

昭和 48 年度の税制改正に当たり、実施すべき事項について、別紙のとおり、当調査会の意見をとりまとめました。

当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。

昭和 47 年 12 月

昭和 48 年度の税制改正に関する答申

税 制 調 査 会

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は次のとおりである。

委員	○荒垣秀雄	○江上フジ
	岡村雅夫	河合良一
	○木下和夫	○黒川洸
	○河野一之	○小林與三
	小山五郎	次
	瀬川美能留	○齊藤誠
	○高橋衛	○高橋長太郎
	武田亨	竹内義治
	○東畠精一	○館龍一郎
	○友末洋治	富沢輝雄
	長谷川周重	西沢権一郎
	檜山廣	林慶之助
	前川一男	堀越禎三
	○松岡義彦	松尾金蔵
	○山本進	安恒良一

(上記委員のほか、福良俊之が委員として参加していたが、昭和47年10月20日に死亡した。)

(○印を付した委員は、臨時小委員会に所属した委員である。)

特別委員	澤瀉久敬	飯野利夫
	金子宏	久下勝次
	小山路男	西山忠範
	肥後和夫	水野肇

目 次

一 国 税	頁 1
1 所得税の減税	1
2 相続税及び贈与税の減税	3
3 法人税負担の今後のあり方	4
4 租税特別措置の整理合理化	5
5 社会保険診療報酬課税の特例のは是正	5
6 土地税制の強化	6
7 そ の 他	6
二 地 方 税	8
1 住民税の減税	8
2 固定資産税の適正合理化	9
3 事業税の減税	9
4 不動産取得税	9
5 料理飲食等消費税	10
6 電 気 ガ ス 税	10
7 都市税源の充実	10
8 そ の 他	10
参 考 資 料	
1 改正案による所得税の課税最低限	11
2 改正案による所得税負担軽減状況	12

当調査会は、昭和46年10月、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応する税制のあり方」につき諮問をうけ、審議を続けてきた。

この諮問に答えるためには、将来のわが国社会経済にとって重要な課題である福祉社会の建設という要請に対し税制がどのように応えるべきかという基本的問題点について、今後さらに立ち入った検討が必要であろう。しかし、いずれにしても、今後着実な経済の拡大を背景として財政面で福祉充実を図り、これに伴い租税負担も上昇していくとすれば、税制としては、負担上昇に対応する一層の公平化の推進と所得・物価の上昇に伴う負担の調整という課題に直面することとなる。このような基本的方向をふまえつつ、当調査会は、当面、最近における社会経済情勢の推移に即応し、昭和48年度において、中小所得者を中心とした所得税等の負担の軽減、租税特別措置の整理合理化及び地方税負担の適正化の三点を重点とする税制改正を行ない、国税、地方税を通じ平年度5,000億円を上回る減税を実施することが適当であると認めた。

なお、社会保険診療報酬課税の特例の是正及び土地税制の強化についても重要な検討課題として審議を重ねてきたが、今後引き続き銳意検討を進め、きわめて近い将来に別途具体案を答申するものとする。

一 国 稅

1 所得税の減税

わが国の所得税の課税最低限は、先進諸国の課税最低限と比肩しうる水準に達しており、また、税率も累次の改正により相当緩和されてきているものと認められる。

しかしながら、最近における所得、物価水準の動向やこれを反映した給与所得者を中心とする所得税納税者の著増傾向、わが国国民の蓄積水準の低さ等を考慮すれば、なお、中小所得者を中心として負担の軽減を図る必要がある。

また、このような一般的な負担軽減措置と並んで、所得税における退職所得の特別控除についても、昭和42年以来すえ置かれてきていることにかんがみ、その間の所得水準の推移等に応じて実情に即するよう所要の改善措置を講ずることが適当である。

このような考え方に基づき、次のとおり、各種所得控除の引上げを図り、退職所得の特別控除等についてもその引上げを行なうこととする。

(1) 所得控除の引上げ

- ① 中小所得者の所得税負担の軽減を図るため、所得控除を次のとおり引き上げる。

	現 行	改 正 案
基 础 控 除	20万円	21万円
配 偶 者 控 除	20万円	21万円
扶 養 控 除	14万円	16万円

(2) 給与所得者の所得税負担を軽減するため、給与所得控除を次のとおり引き上げる。

	現 行	改 正 案									
定額控除	13万円	16万円									
定率控除後	<table border="0"> <tr> <td>20 % 適用</td> <td>100万円まで</td> <td>150万円まで</td> </tr> <tr> <td>10 % 適用</td> <td>200万円まで</td> <td>300万円まで</td> </tr> <tr> <td>5 % 適用</td> <td>400万円まで</td> <td>600万円まで</td> </tr> </table>	20 % 適用	100万円まで	150万円まで	10 % 適用	200万円まで	300万円まで	5 % 適用	400万円まで	600万円まで	
20 % 適用	100万円まで	150万円まで									
10 % 適用	200万円まで	300万円まで									
5 % 適用	400万円まで	600万円まで									

(3) 上記の改正にあわせて、老人扶養控除を19万円(現行16万円)に引き上げ、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ13万円(現行12万円)に引き上げ、特別障害者控除を19万円(現行16万円)に引き上げるとともに、配偶者のいない世帯の1人目の扶養親族に係る扶養控除を18万円(現行15万円)に引き上げる。

(4) 白色申告者の専従者控除を20万円(現行17万円)に引き上げる。

(5) 寄付金控除の控除限度を所得の25%(現行15%)に引き上げる。

(2) 退職所得の特別控除の引上げ

退職所得者の所得税負担の軽減を図るため、退職所得の特別控除を次のとおり引き上げる。

	現 行	改 正 案
勤続年数10年まで	1年につき5万円	1年につき10万円
勤続年数10年をこえ20年まで	1年につき10万円	1年につき20万円
勤続年数20年をこえ30年まで	1年につき20万円	1年につき30万円
勤続年数30年超	1年につき30万円	1年につき40万円

(3) 事業主報酬問題の検討

個人の事業所得者の税負担のあり方の問題については、ここ数年来検討が続けられてきており、昭和46年度の税制改正においては青色事業主特別経費準備金制度、

昭和47年度の税制改正においては、青色事業主特別経費準備金制度に代えて青色申告控除制度がそれぞれ創設されるところとなつたのであるが、その後も当調査会は、小規模企業課税特別部会を設け、引き続き個人事業所得者の負担のあり方をめぐつて検討を行なつてきた。とくに、青色申告を行なう個人事業主について、個人類似の中小法人の税負担との比較等からいわゆる事業主報酬の控除を認めるべきであるとする要望を中心として検討が行なわれてきたが、これは、個人事業主といわゆるサラリーマンとの間の税負担の均衡にも密接な関連を有するきわめてむずかしい問題である。当調査会は、この課題に対する一つの接近方法として「みなし法人」課税方式を中心とする試案を基礎として検討を進めた。

この試案は、「みなし法人」という擬制をとることによって、その実質的な地位の類似性に着目し、個人事業主を法人経営者(給与所得者)と同様に扱うことにより、従来、法人と個人という私法上の截然たる区分に立脚して長い期間にわたつて維持されてきたサラリーマン、個人事業主、同族法人の三者間のバランスを実質的には相当程度変えることとなるものである。

このような実質的な税負担の変動が世間一般の常識からみて妥当なものと考えられるかどうか、とくに、サラリーマンと「みなし法人」課税方式を選択した事業主との間において均衡が正しく保たれることとなるかどうかといった点については、種々の疑義があるので、当調査会としては、現段階においてこのような方法を所得税の基本税制の中に採り入れることは適当でないと認めた。

(注) 小規模企業課税に関する改正試案

- (1) 青色事業所得者に「みなし法人」課税の選択を認め、選択を行なつた者は、事業主報酬の支払いを認める。
- (2) 事業主報酬については、今後サラリーマンの給与所得控除の2分の1の控除を認める。
- (3) 法人の代表者については、将来サラリーマンの給与所得控除が引き上げられ現在の倍額になるまで、現行給与所得控除制度のまますえ置く。

2 相続税及び贈与税の減税

最近における相続財産の評価価格の上昇に伴い、相続税の課税件数が著しく増加している傾向を考慮し、中堅財産階層を中心として負担の軽減を図るとともに、延納制度をより利用し易いものとするため、次の措置を講ずることが適当である。

(1) 相続税の減税

① 課税最低限の引上げ

遺産に係る基礎控除及び遺産に係る配偶者控除を次のように引き上げる。

	現 行	改 正 案
遺産に係る基礎控除	400万円と80万円に法定相続人を乗じた金額との合計額	600万円と120万円に法定相続人を乗じた金額との合計額
遺産に係る配偶者控除	婚姻期間10年をこえる1年につき40万円(最高400万円)	婚姻期間10年をこえる1年につき60万円(最高600万円)

② 未成年者控除、障害者控除の引上げ

	現 行	改 正 案
未成年者控除	20歳までの1年につき1万円	20歳までの1年につき2万円
障害者控除	70歳までの1年につき1万円(重度の心身障害者については3万円)	70歳までの1年につき2万円(重度の心身障害者については4万円)

(2) 贈与税の減税

贈与税の配偶者控除を次のように引き上げる。

	現 行	改 正 案
控除額(通常の贈与税の基礎控除額を含む。)	400万円	600万円

(3) 相続税及び贈与税の延納に係る利子税の軽減

	現 行	改 正 案
① 相続税の延納に係る利子税の割合	原則(延納期間5年) 年7.3%	年6.6%
	不動産、不動産上の権利、事業用減価償却資産、同族非上場株式の合計額が相続財産の50%以上の場合(延納期間10年)	年7.3% 年6.0%
② 贈与税の延納に係る利子税の割合(延納期間5年)	年7.3%	年6.6%

3 法人税負担の今後のあり方

法人税負担の今後のあり方については、福祉充実のための財政需要の増大に対応して、法人企業に対し応分の負担を求めるべきであると考えられる。しかし、この点に

については、新しい経済計画における政策目標と総合的な租税負担との関連等をも勘案しつつ今後さらに具体的検討を行なう必要があり、さしあたり昭和48年度においては、産業関連の特別措置の縮減合理化を図ることに重点をおくことが適当である。

4 租税特別措置の整理合理化

- (1) 租税特別措置については、従来から個々の政策の目的と税制の基本的原則との調和を図るという見地に立つて、既得権化や慢性化の排除に努めるとともに、隨時、流動的改廃を図るべきであるとされてきたところである。
- (2) 今後わが国が福祉社会の実現と対外収支の均衡という二つの大きな課題をあわせ達成するためには、従来のわが国産業経済政策の全般にわたる方向転換が必要であろう。

このような見地から、これまで直接、間接に国際競争力の強化をねらいとしてきた産業助成策は、基本的に見直されるべきであり、その一環として産業関連の租税特別措置についても新たな観点からその整理を図るべきである。すでに輸出振興税制については、当調査会の答申に沿つて、昭和46年度及び47年度においてその殆どが整理されているところであるが、昭和48年度においても重要産業用合理化機械の特別償却や価格変動準備金など各種の産業助成措置の改廃合理化を強力に推進する必要がある。

なお、福祉対策の一環として租税特別措置を活用すべきであるとする意見が世上一部にあるが、税制上の措置の効果は、課税最低限以下の低所得層に及ばないという基本的制約があることに留意する必要があろう。したがつて、低所得層において特にその必要性が強く認められる福祉対策の展開を図つていくためには、歳出面の施策が中心となるべきであり、税制上の措置は歳出面の施策と組み合わせてこれを有効に補完しうるような特殊な場合に限定されるべきであると考える。

- (3) その他の特別措置についても、社会経済情勢の進展に即応しつつ、弾力的な改廃に努めるべきである。

なお、交際費課税の特例についても、このような見地から強化すべきである。

5 社会保険診療報酬課税の特例の是正

社会保険診療報酬課税の特例の是正については、社会保険診療報酬課税特別部会を設けて以来、当調査会独自の検討を進めており、きわめて近い将来においてその改善のための現実的かつ具体的方策を答申することとする。

6 土地税制の強化

土地税制については、昭和44年度の税制改正において、総合的な土地政策の一環として、各般の土地政策が適切に講じられることを期待しつつ、個人保有土地について長期譲渡所得の分離軽課及び短期譲渡所得の分離重課の措置が導入されたところである。

しかしながら、その後税制以外の法制の整備は必ずしも十分には進捗せず、土地の供給は進んだものの、その多くが法人の保有に歸し、最終需要者の手に渡っていないとの批判が高まり、とくに、昨今の金融情勢の変化を背景として、法人の土地投資が全国的な規模で目立つようになるにしたがい、法人の土地投資を抑制し、土地問題の解決に関し税制に何らかの役割を期待する社会的要請が著しく強まっている。

当調査会は、このような背景のもとに各般の総合的土地政策が適切に講じられることを前提として、この際税制上も何らかの有効な施策を講じうるかどうかについて試案を基礎として多くの検討を重ねてきている。この試案のうち固定資産税に関する部分については、二「地方税」の2「固定資産税の適正合理化」に掲げるとおり改正を行なうものとするが、その他の部分については、関連土地法制の整備の見通しと並行して検討を急ぎ、きわめて近い将来に結論を出し答申することとする。

(注) 土地税制試案

- (国税) (1) 昭和44年以後に取得した未利用地について、宅地の供給及び有効利用の促進を図るため、土地保有税を課する。(土地保有税第一案)
(2) 全国的に新規取得の土地について、利用区分を問わず、土地保有税を課する。(土地保有税第二案)
(3) 今後の土地投機を抑制するため、法人の土地譲渡益に重課する。(法人に対する土地譲渡税案)

(固定資産税)

土地にかかる固定資産税については、保有課税の適正化を図るため、固定資産税本来のあり方に即し、評価額に基づいて課税する。この場合、住宅用地については従来と同様の負担調整措置を継続するが、課税標準額が評価額の2分の1の額をこえるときは当該2分の1の額にとどめる軽減措置を講ずる。

7 そ の 他

(1) 物品税の適正化

物品税については、昭和41年度以降基本的な見直しが行なわれていないため、

最近における社会経済の変化に即応して次の改正を行なうこととする。

- ① 国民の所得水準が上昇するのに伴い、消費の実態は平準化、一般化する傾向が著しいことからみると、現行税率体系は必ずしも最近における消費構造の動向に即応していないので、実情に即して税率の調整を図るとともに、従来のしやし品重課という考え方も漸次緩和する方向で対処する。
- ② 現行課税対象は特定の品目に限定されており、消費の多様化に即応して適正な税負担を求めるという観点からは課税範囲が必ずしも適當ではない。新規物品で現行の課税物品と競合するものや消費の高級化を反映して新たに出現したものの中には、課税対象に加えることが適當であると認められるものもあるので、これらについて新たに課税する。

なお、新規課税に当たつては、必要に応じ、暫定軽減税率や実施時期による調整を図ることとする。

- ③ 最近における物価、賃金の上昇や原材料の値上がりの動向等にかんがみ、物品税の免税点を実情に即して引き上げる。

(2) 有価証券取引税の引き上げ

有価証券取引税は、有価証券の取引に際し、その取引の背後にある担税力に着目して課税する流通税であるが、その株式、株式投資信託等に対する税率は、昭和28年創設以来すえ置かれており、その後における証券市場の著しい拡大の状況等にかえりみ、この際、その税率を次のように引き上げる。

	現 行	改 正 案
第一種 証券会社を譲渡者とする 売買による譲渡	譲渡価額の 0.06%	譲渡価額の 0.12%
第二種 第一種以外の譲渡	譲渡価額の 0.15%	譲渡価額の 0.30%

(3) ギャンブル課税

ギャンブルに対し課税を行なうことは適當であると考えられるので、昨年の答申で指摘した種々の問題点についてさらに検討を進めるべきである。

(4) 広告費課税

広告費課税については、なお検討を続けることとするが、当面は地方税法上の法定外普通税として課税している現状を維持する程度とすべきであると考える。

二 地 方 税

1 住民税の減税

最近における国民生活水準の推移、住民税負担の状況等からみて、住民税の負担の軽減を図る必要があると認められるので、昭和48年度においては、次のとおり所得割の課税最低限の引上げ及び所得割の税率の緩和等を行なうものとする。

(1) 基礎控除等の引上げ

新たに青色申告控除制度を創設するほか、所得控除を次のとおり引き上げる。

	現 行	改 正 案
基 础 控 除	15万円	16万円
配 偶 者 控 除	14万円	15万円
扶 養 控 除	11万円	12万円
(配偶者のいない 世帯の1人目)	12万円	14万円)

(2) 税 率 の 緩 和

市町村民税の所得割の税率を次のとおり改める。

	現 行	改 正 案
2%	15万円以下の金額	30万円以下の金額
3%	15万円をこえる金額	30万円をこえる金額
4%	40万円	50万円
5%	70万円	80万円
6%	100万円	110万円
7%	150万円	150万円

(以 下 略)

(3) 老人扶養控除の創設等

扶養親族のうち年齢70歳以上の者については、通常の扶養控除に代えて、新たに老人扶養控除(14万円)を適用することとするほか、寡婦控除の適用範囲の拡大を行なう。

(4) 障害者、寡婦控除等の引上げ

障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ12万円(現行10万円)に引き上げるとともに特別障害者控除を14万円(現行12万円)に引き上げる。

(5) 障害者、寡婦等の非課税限度額の引上げ

障害者、寡婦等の非課税限度額を43万円(現行38万円)に引き上げる。

2 固定資産税の適正合理化

(1) 土地に係る固定資産税については、現行の負担調整措置に伴つて生じている税負担の不均衡を是正し、保有課税の適正化を図るために、次のような措置をとることが適当である。

- ① 住宅用地については、評価額の2分の1の額を課税標準とする特例を設けるほか、昭和48年度及び昭和49年度に限り、現行の負担調整措置を継続する。
 - ② 住宅用地以外の宅地等については評価額に基づいて課税する。ただし、昭和48年度及び昭和49年度に限り、次のような激変緩和のための調整措置を講ずる。
 - (イ) 法人が所有する宅地等については、昭和48年度にあつては評価額に基づく税額と現行制度による昭和48年度の税額との差額の3分の2の額を、昭和49年度にあつては3分の1の額を評価額に基づく税額から減額する。
 - (ロ) 個人が所有する宅地等については、昭和48年度にあつては現行の負担調整措置を継続し、昭和49年度にあつては評価額に基づく税額と現行制度による昭和48年度の税額との差額の2分の1の額を減額する。
 - ③ 現行の負担調整措置を継続する場合、昭和48年度において評価額に対する課税標準額の割合が100分の15未満の宅地等については評価額の100分の15の額を課税標準額とし、昭和49年度において評価額に対する課税標準額の割合が100分の30未満の宅地等については評価額の100分の30の額を課税標準額とする。
- (2) 固定資産税の負担の軽減を図るため、免税点を土地にあつては15万円(現行8万円)、家屋にあつては8万円(現行5万円)、償却資産にあつては100万円(現行30万円)に引き上げる。
- (3) なお、市街化区域等における農地に係る固定資産税の課税の適正化については、引き続き検討する。

3 事業税の減税

個人事業者の税負担の現状にかんがみ、その軽減を図る必要があると認められるので、事業主控除を80万円(現行60万円)に引き上げる。

4 不動産取得税

固定資産の評価基準の改正等に伴い、土地に係る免税点を10万円(現行5万円)に、

家屋のうち建築分に係る免税点を23万円(現行15万円), その他のものに係る免税点を12万円(現行8万円)にそれぞれ引き上げるとともに, 新築住宅に係る基礎控除を230万円(現行150万円)に引き上げる。

5 料理飲食等消費税

料理飲食等消費税の負担の軽減を図るため, 旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る免税点を2,400円(現行1,800円)に, 飲食店等に係る免税点を1,200円(現行900円)にそれぞれ引き上げる。

6 電気ガス税

電気ガス税の負担の軽減を図るため税率を6%(現行7%)に引き下げるとともに, 電気に係る免税点を1,000円(現行800円)に, ガスに係る免税点を2,100円(現行1,600円)に引き上げる。

7 都市税源の充実

大都市地域における人口, 企業等の集中に伴う財政需要の増大にかんがみ, 大都市地域の税源充実を図る見地から, 都市整備に係る財政需要の財源に充てるための新税の創設についてすみやかに実現できるよう引き続き検討すべきである。

8 そ の 他

- (1) 地方道とくに市町村道の整備が著しく立ち遅れている現状にかんがみ, 地方道路財源の増強を図るための税制上の措置を講ずるよう引き続き検討すべきである。
- (2) 公害対策のための財政需要増嵩に対処するための公害対策目的税の創設については, 引き続き検討すべきである。

參 考 資 料

1 改正案による所得税の課税最低限

区 分		家族の構成	独 身 者	夫 婦 者	夫婦子 1 人	夫婦子 2 人	夫婦子 3 人
現	行		405,928 円	672,987 円	852,528 円	1,037,860 円	1,212,298 円
改 正 案	昭 和 48 年 分		439,978	710,881	916,070	1,121,260	1,320,877
	平 年 分		451,328	725,443	937,251	1,149,060	1,360,868

- (備考) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。
2 昭和48年分は、諸控除の引上げ額を平年分の4分の3として計算してある。
3 給与の収入金額に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算してある。

2 改正案による所得税負担軽減状況

家族の構成		給与の収入金額 区分		50万円	100万円	150万円
独身者		現行	(A)	(1.40) 円 7,045	(4.61) 円 46,168	(6.48) 円 97,254
		改正案	昭和48年分 (B)	(0.89) 4,495	(4.31) 43,108	(5.98) 89,720
			平年分 (C)	(0.72) 3,645	(4.20) 42,088	(5.82) 87,412
		軽減額	昭和48年分 (D)=(A)-(B)	2,550	3,060	7,534
			平年分 (E)=(A)-(C)	3,400	4,080	9,842
		軽割減合 (%)	昭和48年分 (D)/(A)	36.2	6.6	7.7
			平年分 (E)/(A)	48.3	8.8	10.1
		現行	(A)	— (2.51)	25,140 (4.79)	71,932
		改正案	昭和48年分 (B)	— (2.18)	21,840 (4.30)	64,574
			平年分 (C)	— (2.07)	20,740 (4.14)	62,212
夫婦者	配偶者	現行	(A)	—	25,140 (4.79)	71,932
		改正案	昭和48年分 (B)	—	21,840 (4.30)	64,574
			平年分 (C)	—	20,740 (4.14)	62,212
		軽減額	昭和48年分 (D)=(A)-(B)	—	3,300	7,358
			平年分 (E)=(A)-(C)	—	4,400	9,720
		軽割減合 (%)	昭和48年分 (D)/(A)	—	13.1	10.2
			平年分 (E)/(A)	—	17.5	13.5
		現行	(A)	— (1.11)	11,140 (3.67)	55,132
		改正案	昭和48年分 (B)	— (0.63)	6,340 (3.06)	45,974
			平年分 (C)	— (0.47)	4,740 (2.86)	43,012
夫婦子一人	配偶者扶養親族1人	現行	(A)	—	11,140 (3.67)	55,132
		改正案	昭和48年分 (B)	—	6,340 (3.06)	45,974
			平年分 (C)	—	4,740 (2.86)	43,012
		軽減額	昭和48年分 (D)=(A)-(B)	—	4,800	9,158
			平年分 (E)=(A)-(C)	—	6,400	12,120
		軽割減合 (%)	昭和48年分 (D)/(A)	—	43.1	16.6
			平年分 (E)/(A)	—	57.5	22.0

200 万 円	300 万 円	500 万 円	700 万 円	1,000 万 円
(8.11) 162,304	(11.12) 333,634	(16.34) 817,450	(22.10) 1,547,400	(29.01) 2,901,000
(7.59) 151,864	(10.41) 312,576	(15.50) 775,030	(20.99) 1,469,350	(28.07) 2,807,950
(7.41) 148,384	(10.20) 306,229	(15.25) 762,850	(20.70) 1,449,400	(27.83) 2,783,800
10,440	21,058	42,420	78,050	93,050
13,920	27,405	54,600	98,000	117,200
6.4	6.3	5.2	5.0	3.2
8.6	8.2	6.7	6.3	4.0
(6.60) 132,016	(9.72) 291,634	(15.14) 757,450	(20.92) 1,464,600	(28.02) 2,802,200
(6.09) 121,831	(9.01) 270,572	(14.25) 712,780	(19.86) 1,390,500	(27.12) 2,712,500
(5.92) 118,436	(8.82) 264,682	(14.02) 701,065	(19.56) 1,369,600	(26.87) 2,687,200
10,185	21,062	44,670	74,100	89,700
13,580	26,952	56,385	95,000	115,000
7.7	7.2	5.9	5.1	3.2
10.3	9.2	7.4	6.5	4.1
(5.62) 112,416	(8.82) 264,772	(14.30) 715,450	(20.16) 1,411,400	(27.37) 2,737,800
(5.00) 100,181	(8.08) 242,672	(13.41) 670,852	(19.02) 1,331,600	(26.41) 2,641,200
(4.80) 96,036	(7.86) 235,882	(13.15) 657,865	(18.69) 1,308,800	(26.13) 2,613,600
12,285	22,100	44,598	79,800	96,600
16,380	28,890	57,585	102,600	124,200
10.9	8.3	6.2	5.7	3.5
14.6	10.9	8.0	7.3	4.5

家族の構成		給与の収入金額	50万円	100万円	150万円
夫婦二人 配偶者扶養親族2人	改正案	現行(A)	円一	円一	円(2.57) 38,610
		昭和48年分(B)	—	—	(1.96) 29,478
		平年分(C)	—	—	(1.76) 26,510
	軽減額	昭和48年分(D)=(A)-(B)	—	—	9,132
		平年分(E)=(A)-(C)	—	—	12,100
		昭和48年分(D)/(A)	—	—	23.7
	軽割減合(%)	平年分(E)/(A)	—	—	31.3
		現行(A)	—	—	(1.64) 24,610
夫婦三人 配偶者扶養親族3人	改正案	昭和48年分(B)	—	—	(0.93) 13,978
		平年分(C)	—	—	(0.70) 10,510
		昭和48年分(D)=(A)-(B)	—	—	10,632
	軽減額	平年分(E)=(A)-(C)	—	—	14,100
		昭和48年分(D)/(A)	—	—	43.2
		平年分(E)/(A)	—	—	57.3

(備考) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。

2 昭和48年分は、諸控除の引上げ額を平年分の4分の3として計算してある。

3 給与の収入金額に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算してある。

4 ()内は、収入金額100円当たりの税額である。

200 万 円	300 万 円	500 万 円	700 万 円	1,000 万 円
(4.64) 92,816	(7.98) 239,572	(13.54) 677,305	(19.40) 1,358,200	(26.73) 2,673,400
(3.98) 79,798	(7.15) 214,772	(12.58) 629,002	(18.18) 1,272,700	(25.69) 2,569,900
(3.78) 75,688	(6.90) 207,184	(12.29) 614,665	(17.82) 1,248,000	(25.40) 2,540,000
13,018	24,800	48,303	85,500	103,500
17,128	32,388	62,640	110,200	133,400
14.0	10.4	7.1	6.3	3.9
18.5	13.5	9.2	8.1	5.0
(3.76) 75,328	(7.14) 214,372	(12.79) 639,505	(18.64) 1,305,000	(26.09) 2,609,000
(3.05) 61,198	(6.30) 189,220	(11.74) 587,152	(17.34) 1,213,800	(24.98) 2,498,600
(2.82) 56,488	(6.05) 181,584	(11.42) 571,465	(16.96) 1,187,200	(24.66) 2,466,400
14,130	25,152	52,353	91,200	110,400
18,840	32,788	68,040	117,800	142,600
18.8	11.7	8.2	7.0	4.2
25.0	15.3	10.6	9.0	5.5

今後の土地税制のあり方についての答申

昭和48年1月18日

内閣総理大臣 田 中 角 榮 殿

税制調査会会长 東 畑 精 一

最近における土地問題の重要性にかんがみ、今後の土地税制のあり方について、別紙のとおり、当調査会の意見をとりまとめました。

当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。

昭和 48 年 1 月

今後の土地税制のあり方についての答申

税制調査会

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は次のとおりである。

委 員 ○荒 垣 秀 雄	○江 上 フ ジ
岡 村 雅 夫	河 合 良 一
○木 下 和 夫	○黒 川 洋
○河 野 一 之	○小 林 興 三 次
小 山 五 郎	○斎 藤 誠
瀬 川 美 能 留	○高 橋 長 太 郎
○高 橋 衛	竹 内 義 治
武 田 亨	○館 龍 一 郎
○東 畑 精 一	富 沢 輝 雄
○友 末 洋 治	西 沢 権 一 郎
長 谷 川 周 重	林 慶 之 助
檜 山 廣	堀 越 祐 三
前 川 一 男	松 尾 金 藏
○松 岡 義 彦	安 恒 良 一
○山 本 進	

(○印を付した委員は、臨時小委員会に所属した委員である。)

特別委員 金 子 宏	小 山 路 男
肥 後 和 夫	

目 次

1 審議の経過	17
(1) 土地税制の背景となる事情の変化	17
(2) 土地税制と他の土地政策との関連	18
(3) 新しい土地税制の重点	18
(4) 課税方式の選択	19
2 土地税制として新たに実施すべき事項	20
(1) 土地譲渡税(国税)	20
(2) 土地保有税(地方税)	21
3 実施に当たり留意すべき事項	21

最近における法人の土地取得の実情にかえりみ、これに対し何らかの規制措置を講ずべきであるとして、とくに税制上の対策を要望する声がきわめて強い。

当調査会は、このような土地問題の緊急性にかんがみ、第二部会において、昭和47年9月14日以降本年1月12日までの間9回にわたり審議を重ね、その結果に基づいて、ここに「今後の土地税制のあり方についての答申」をとりまとめた。

1 審議の経過

土地問題は、国土利用、住宅供給等多面的な角度からの検討を要することにかんがみ、第二部会の審議に際しては、学識経験者、関係省庁等から専門的な意見を聴取のうえ、従来の土地税制の効果について検討するとともに、当面の情勢に即し、今後の土地税制のあり方をいかにすべきかについて討議した。その内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 土地税制の背景となる事情の変化

今後の土地税制のあり方を定めるに当たつては、まず、個人保有土地に係る長期譲渡所得の分離軽課及び短期譲渡所得の分離重課という昭和44年度の土地税制の改正の効果をどう評価するかが問題であるが、これについては、改正後の土地供給の実績からみて、相当の効果があつたと認められる。この改正が土地譲渡による高額所得者を輩出させたという批判もあるが、土地所有者が譲渡益の実現時期と規模とを自ら決定しうる以上、この改正がなくとも切り売りによつて累進税負担を免れ得るわけであり、その際は、土地の供給はかえつて遅れるおそれがあることに留意すべきであろう。

他方、法人の土地取引については現在格別の措置が講じられていないため、昭和44年度の個人の譲渡所得課税の改正以後、個人から放出された土地が法人によつて取得されたまま投機的に留保され、最終的な供給増加となつていない場合が少なくないうといふ批判がなされている。とくに、昭和46年以降従来に例をみない金融緩和を背景として、法人の土地取得が顕著となるに及んで、これが地価高騰に拍車をかけ国民の住宅取得についての希望の実現を阻んでいるとの社会的批判が強まり、何らかの規制措置を期待する世論が著しく高まつている。

関係官庁の調査によつても、このような法人の土地投資の実情には放置しがたいものが認められ、今やその抑制を図ることは、緊急に解決を要すべき社会問題となつていると判断される。

(2) 土地税制と他の土地政策との関連

以上のような情勢の推移を背景として、法人の土地投機に対する規制を実施するに当たつては、まず、この規制が税制上の施策と税制以外の諸施策によつてどのように政策的に分担されるべきかを明確にする必要がある。この点についての基本的な考え方として、昭和43年7月の税制調査会の答申は、土地税制は、各般の総合的な土地政策の一環をなすものであり、税制のみによつて土地対策、地価対策の実効を期することはできないとしているが、当調査会は、今日においてもこの考え方は基本的に正しいと考える。

しかしながら、最近における情勢の推移をかえりみるときは、昭和44年度の個人を中心とする土地税制の改正との関連において、これを補完する必要が生じており、かたがた昭和48年度において各般にわたる土地法制の整備のための所要の法案が提出される情勢となつたことでもあり、当調査会は、この際としては法人の土地投機抑制のため、税制面から何らかの措置を講ずべき必要があると認めた。

(3) 新しい土地税制の重点

上記の政策課題に即し、税制上の措置を講ずるとして、その重点をどこに置くべきかは議論の分れるところである。

すなわち、

- ① 大都市近郊地域を対象とし、この地域における地価の高騰が一般市民の土地取得を阻害しているのを是正するため、この地域における未利用地、投機保有地の放出促進を主眼とするか、
 - ② 山間僻地にまで拡がる全国的な土地投機の抑制を目的として、一般的に土地の取得、保有、譲渡のそれぞれについて負担を加重することをねらいとするか、
- といつた考え方をはじめとして各種の考え方があり得よう。しかし、いずれにせよ、当面の政策的要請にてらせば、法人の土地投機抑制を主たる政策目標としつつ、同時に供給促進に配意するという態度が基本となるべきであろう。

このような視点から、審議の過程においては、次のような課税方式を含む「土地税制(国税)第一次試案」を基礎として検討を進めた。

- ① 昭和44年以降法人により取得された土地のうち、利用促進を図るべきものとして定められた地域の中に存する未利用地の保有に対し、5乃至10%の税率で課税する(土地保有税第一案)。

② 全国的に新規取得された土地の保有に対し、利用度のいかんを問わず、1乃至2%の税率で課税する(土地保有税第二案)。

③ 法人の土地譲渡益に対し、15乃至20%の税率で重課する(土地譲渡税案)。この場合個人の不動産業者等の土地譲渡益に対しても重課する。

なお、以上の三方式のほか、適正価格を上回る土地の譲渡益を吸収するような土地高価譲渡所得税やいわゆる土地増価税、土地再評価税についても検討した。しかし、前者については、現段階では前提条件の整備が十分でないほか、何を適正価格とみるべきか、また、土地の値上がり益をどこまで許容すべきかについて一般的合意が確立しない以上、その実行を図ることは困難であろう。また、後者については、技術的な困難があるほか、未実現のキャピタル・ゲインに課税すると、古くから本来の事業の用に供していた土地の税負担の方が最近投機目的で取得した土地の税負担より重くなるなど、当面の政策として適当でないと考えられた。

(4) 課税方式の選択

上記の第一次試案の課税方式のうち、保有税第一案については、一たん供給された土地が投機的動機で未利用のまま保有されているのを解消するという見地からは、理論上もつともすぐれた税であると考えられる。したがつて、当調査会は、この課税方式の実行可能性について慎重に検討したが、次の理由により、その実施には多くの困難があるので、これを採用することは適当でないと判断せざるを得なかつた。

① この課税方式は、利用を促進すべき地域に限つて適用されるべきであるが、現実には、都市計画法上の市街化調整区域のように、相当の法人買いがありながら、法制上、開発、供給が抑制されるべき地域とされているため、この課税方式の適用が矛盾を来たす地域もある。

したがつて、この課税方式の適用地域を特定するためには、土地利用計画関係の法制整備が必要となるが、その具体化にはなおかなりの時日を要するものと見込まれるほか、かかる法制の利用区分がそのままこの税の適用に役立つかどうかが現段階では必ずしも明確でない。

② 未利用地の判定について、土地の上に占める建物の比率等形式的基準によつて行なうことを検討したが、形式的基準のみによることには実際上無理があり、やはり実質的な土地利用上の観点からの適用除外を認めざるを得ない。そのような適用除外の前提としては、個々の土地の利用度の判定とその土地のあるべき利用度の設定

について詳細かつ具体的な土地利用規制がなされ、かつ、これに基づいて適正な利用の判定を行ないうる機構の存在が必要であるが、現在のところこのような条件は満たされていない。未利用地に対する課税を本格的にとり上げるためには、これらの条件の整備を早急に具体化すべきである。

以上のように、土地保有税第一案の実現は困難であるので、新たな土地税制としてこの際の検討対象に値するのは、土地保有税第二案と土地譲渡税であるということになる。もつとも、これらの課税方式にも問題は多い。土地保有税第二案のような全般的な保有税は、供給促進や取得抑制の観点から有効であり、特に異常な地価形成の原因の一つである管理費用を無視した過大の買値による土地取引についての抑制効果をも期待できようが、一律的な課税であるだけに税率を余り高くすることはできず、また、その性格が固定資産税に似ており、課税対象の把握という点からも、国税として実施するより地方税として実施することが適當である。

一方、土地譲渡税は、仮需要抑制の面での効果は大きいが、反面、供給遅延という弊害を伴う。この短所は、適正宅地供給に対する適用除外の設定や課税実施時期の調整によつてある程度は解消しうるが、完全に解消することは難しい。

このような点を考え合わせると、残された二方式のいずれか一つを選択することは必ずしも適當でなく、むしろ国税としての譲渡税と地方税としての保有税を組み合わせ、相互に短所を補ないつつ、一方で仮需要の抑制を図るとともに、他方で供給促進にも配意するという方法がもつとも現実的であると考えられる。

以上のような審議の結果、当調査会は、今回の改正においては、これら二つの課税方式について所要の調整を加えたりえ、両者をともに採用すべきであるとの結論に達した。この場合、保有税については、技術的に実施可能なもつとも早い時期から実施すべきであるが、譲渡税については、今後取得する土地については勿論、昭和44年1月1日以後取得した土地の譲渡についても重課することを考慮し、若干の猶予期間を設けたのち課税を開始することとし、これによつてこの間における遊休土地放出の促進を期待することが適當であろう。

2 土地税制として新たに実施すべき事項

以上の考え方に基し、当面土地税制について次の事項を実施するものとする。

(1) 土地譲渡税(国税)

① 納税義務者は、非課税法人を除く全法人とする。

- ② 課税対象は、昭和44年1月1日以後に取得した土地(土地の上に存する権利を含む。)の譲渡益とする。

ただし、宅地供給及び公有地拡大の推進に資するため、適正な利潤率等投機的な利益を排除するような一定の要件の下で、望ましい宅地供給や国、地方公共団体等に対する譲渡を、課税対象から除外する。

- ③ 課税標準は、土地の譲渡収入から取得価額、直接要した譲渡経費及び適正な間接経費を控除した金額とする。

- ④ 課税標準は、法人の各事業年度の所得とは別個に、譲渡した土地について計算することとし、通常の法人税を納めていない欠損法人にも、本税を課税する。

- ⑤ この税と現行の法人税、地方税とをあわせておおむね70%の税負担を課することを目途とし、税率は通常の法人税とは別に、20%とする。

- ⑥ 関係会社に譲渡した場合等有効な供給にむすびつかない一定の特殊な取引を除き、本税施行後1年間は課税を猶予する。

- ⑦ 法人の土地譲渡益重課とのバランスを考慮し、個人の不動産業者等の土地譲渡益についても重課する。

(2) 土地保有税(地方税)

- ① 課税団体は、市町村とする。

- ② 納税義務者は、毎年1月1日現在の土地所有者及び昭和48年7月1日以後の土地の取得者とする。

- ③ 課税対象は、昭和44年1月1日以後に取得した土地で、市町村ごとの合計面積が一定以上のものとする。また、昭和48年7月1日以後取得した一定面積以上の土地については、このほか取得についても課税する。

ただし、当該土地の取得が農林経営規模の拡大、工場の地方分散等国の施策に適合するもの等については、本税を課さない。

- ④ 課税標準は、土地の取得価格とする。

- ⑤ 税率は、保有について1.4%，取得について3%とし、固定資産税額及び不動産取得税額を控除する。

- ⑥ 保有に係る課税は、昭和49年度分から、取得に係る課税は、昭和48年7月1日以後の取得分から課税する。

3 実施に当たり留意すべき事項

上記2の譲渡税及び保有税の実施に当たつては、とくに次の点に留意すべきである。

- (1) 適用除外の設定については、これを安易に拡大し制度の実効を損うことのないよう充分配慮すること。
- (2) これらの税を効果的に実施するためには種々の技術的困難が予想されることにかんがみ、関係官庁が一致協力し、課税の適正な執行を確保すべきこと。
- (3) 税制上の土地対策は、各種土地利用法制の整備とあいまつて、はじめてその実効を期しうるものであることにかんがみ、今後国土総合開発法をはじめとする土地利用法制について早急に所要の整備を図ること。

なお、この際とくに市街化区域内の農地の固定資産税の課税の適正化について付言しておきたい。土地税制については、昭和44年以来供給促進を主目的として個人の譲渡所得について特別の措置を講じてきたところであり、今回はそれに加えて投機抑制を目的として、法人の土地譲渡益の重課を行なうとともに、土地保有税を創設することとし、また、土地に係る固定資産税については昨年末の当調査会の答申において課税の適正化を推進することとしているが、これらの税制改正との齊合性を保つためにも、市街化区域内の農地の課税の適正化については、昭和45年12月の税制調査会の答申の線に沿つてその積極的具体化を図るべきである。

(大蔵省印刷局製造)